

司法判断への期待： 川内原発再稼働をめぐる2つの訴訟

2014年11月発行、2015年1月追記、2015年3月第2回追記
国際環境NGO グリーンピース・ジャパン ブリーフィング・ペーパー
執筆委託・ジャーナリスト まさのあつこ

概要

九州電力株式会社（以後、九電）の川内原子力発電所1、2号機（以後、川内原発）の再稼働を巡り、鹿児島地方裁判所で二つの司法判断が求められている。

川内原発の操業差止を求める訴訟と、川内原発再稼働差止を求める仮処分の申し立てである。

2012年5月30日、「原発なくそう！九州川内訴訟原告団」（団長・森永明子、弁護団長・森雅美弁護士、事務局長・白鳥努弁護士）¹は、川内原発の操業差止を求め、国と九電を被告として提訴した。以下の3点の司法判断を求めている。

1. 九電は、川内原発を操業してはならない
2. 国は、川内原発を操業させてはならない
3. 被告らは連帯して、2011年3月11日から川内原発の操業差止が実現するまで原告1人につき月1万円を支払え

川内原発再稼働差止仮処分は、上記の訴訟の結論は出ていない状況で国の再稼働への手続きが進んでいるため、2014年5月30日に、同原告らの一部が九電に「川内原発1号機2号機を運転してはならない」と命ずるよう求めたものだ。

このブリーフィング・ペーパーでは、この二つの訴訟の訴えのポイント、日程、司法判断への期待を示した。

川内原発再稼働で求められる2つの司法判断

	誰に対しての訴訟か	訴えの主体	訴えのポイント
川内原発操業差止訴訟	被告：九電・国	川内原発操業差止訴訟原告団	原発事故の被害の甚大性、危険性、原発の反公共性と反倫理性および必要性
川内原発再稼働差止仮処分	債務者：九電	債権者：川内原発操業差止訴訟原告の一部	地震・地震動の危険性、避難計画の欠如及び火山の危険性

九州電力の川内原発（所在地、鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山）

	認可出力	運転開始	建設費	燃料
1号機	89万kW	1984年7月	2787億円	低濃縮(約4~5%) 二酸化ウラン
2号機	89万kW	1985年11月	2287億円	

1、2号機とも加圧水型軽水炉（PWR）で停止中。
九州電力ウェブサイト（2014年10月末現在）より作成²

原子力規制委員会における新規制基準に基づく適合審査状況

原子力規制委員会は2013年6月28日に新規制基準（正式名称は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」）³を決定した。この新規制基準は、原子炉の位置、構造、設備などが「災害の防止上支障がない」ことを確認するために、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以後、原子炉等規制法）第43条の3の6第1項第4号⁴に基づいて定められている。

東京電力福島第一原子力発電所（以後、福島第一原発）の事故を受け、原発の再稼働にあたっては、原子炉の設置変更許可、工事計画認可、保安規程認可の3つの手続で新規制基準の適合審査を必要とする。



九電は、2013年7月8日に設置変更許可など3つの申請を行い、原子力規制委員会は2014年9月10日に設置変更を許可、2015年2月23日現在、工事計画と保安規定の許可申請の補正審査を行っている⁵。

立地自治体の意向

鹿児島県薩摩川内市では、市議会が2014年10月28日に再稼働賛成の陳情を採択、市長が同意の意向を表明した⁶。鹿児島県議会は11月7日に再稼働を求める陳情を賛成多数で採択、知事が同意を表明した⁷。隣接する同県いちき串木野市（人口3万人）では、人口の過半数である1万5千人を超える再稼働反対署名が同市の市長に提出されるなど、「地元」の範囲が問われている。

1. 川内原発操業差止訴訟

原告と被告

川内原発操業差止訴訟は、2012年5月30日、「原発なくそう！九州川内訴訟」原告団と弁護団により鹿児島地裁に提訴された。

訴状で「原告」とは「日本国内に居住する住民」とされている。原発でひとたび事故が起これば、「直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域」に居住し、原発の運転差止めを求める「法律上の利益を有する」としている。鹿児島、宮崎、熊本の住民を中心に、東京から沖縄まで多地域から参加、2497人を原告とするマンモス訴訟となった（下表）。

原発なくそう！九州川内訴訟原告団

第1次提訴	2012年5月30日	1,114名
第2次提訴	2012年10月3日	566名
第3次提訴	2013年3月28日	278名
第4次提訴	2013年9月11日	137名
第5次提訴	2014年3月11日	147名
第6次提訴	2014年9月16日	237名
計	2014年11月現在	2,497名

被告は九電と国で、国の担当行政機関と部署は、原子力規制委員会原子力規制庁、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課、原子力立地・核燃料サイクル産業課、および法務省である。

原告による訴え

原告は以下の理由などで、九電には川内原発を「操業してはならない」、国には「操業させてはならない」と求め、二者に連帯して、操業差止が実現するまで原告 1 人につき月 1 万円の損害賠償を求めている⁸

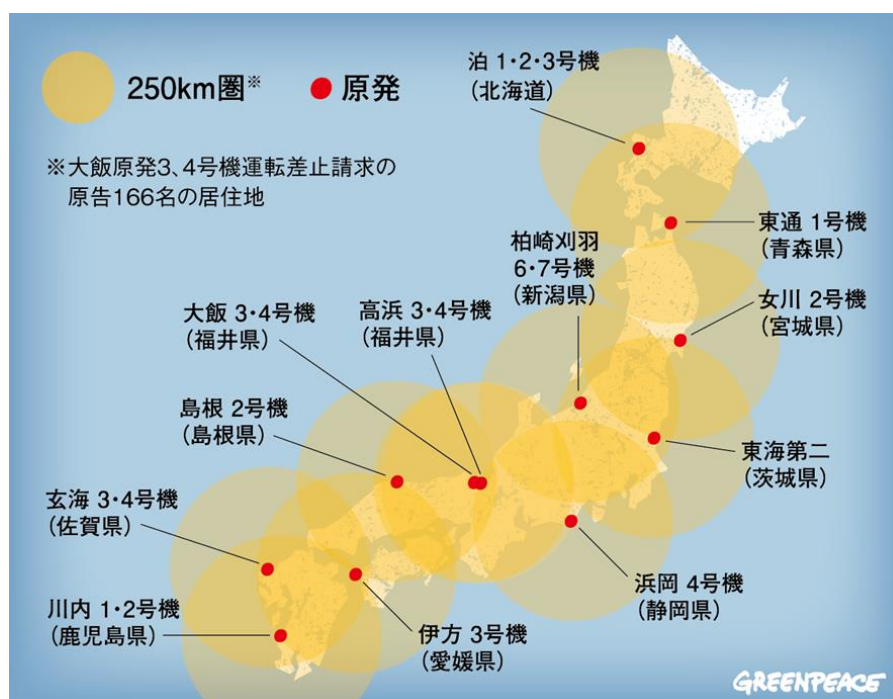
福島第 1 原発事故の被害の巨大・広範性、深刻性、長期性

福島第一原発事故では、政府首脳が近藤駿介原子力委員会委員長（当時）に「最悪のシナリオ」を検討させ、4 つの原子炉すべてがメルtdownした場合は、首都圏を含む半径 250 キロメートル圏、3000 万人の避難が必要となるとされた。

実際には、数十万人の生命・身体に健康に脅威を与え、東北、関東の農業や漁業などに深刻な障害を与え、周辺住民の生活、文化の場を奪い、地域社会に壊滅的な打撃を与えた。

放射能の減少には最大数万年を要し、爆発した原発は収束の目途が立たないまま、放射能漏れや汚染水の流出等が続いている。

原発は事故の深刻さ故に絶対安全性が求められる。しかし、実際には自然災害、人為的ミス、テロなどを完全に予知・防止することは不可能である。



原子力発電の反公共性と反倫理性

原発は、処分方法が決まらない放射性廃棄物を未来世代に残し、異常時はもちろん、平常時でも原発労働者の被ばくを強いる。一般国民は年間 1mSv までの被ばくしか許されないが、原発労働者には年間 50mSv までの被ばくが強いられる。その約 9 割が下請け企業の社員で、作業員の全被ばく量の 96%を被っているにもかかわらず、賃金は元請けから下請けの重層的構造により中間搾取さ

れている。労働者の命と健康を犠牲に成り立つ発電であり、反倫理性が著しい。原発に依らなくても電力は賄え、エネルギーシフトも可能である。

九州電力への差止請求

川内原発は日本列島の最西端に位置し、福島第一原発事故と同様の事故が起こった場合は、発生した放射性物質は偏西風に乗り、日本列島を直撃する可能性が高い。影響を受け得る地域に居住する人々が安全かつ平和的に生存する権利、すなわち憲法が個人に保障している人格権（13条）と生存権（25条）を侵害している。

このような状況で、川内原発の稼働を続けること自体が、九電の原告らに対する加害行為に他ならない。原子力安全神話が崩壊し、原発の危険性が明らかになった福島第一原発事故以降、九電は原発の運転を取りやめる義務を負う。

国への差止請求

国は、1956年に原子力三法（原子力基本法、原子力委員会設置法、総理府設置法の一部を改正する法律）を成立させて以来、原子力開発を推進した。1934年には電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法のいわゆる「電源三法」を成立させ、原発建設を後押しした。また、立地建設や使用済み燃料処理コスト等が高いために、総括原価方式と地域独占体制を通じて保護してきた。1961年には原子力損害賠償法の制定により、損害賠償リスクも引き受けた。2006年に制定された新しい耐震設計審査指針で、国は地震による重大事故の危険性や公衆の被ばくの危険性を認めていたが、それを承知の上で操業を認めている。

一方、2011年5月には、総理大臣であった菅直人氏が経済産業大臣（当時）を通じて中部電力浜岡原発の稼働停止を要望し、同原発の原子炉の稼働が停止された。つまり、国は原子炉の操業やその停止を事実上決定できる立場にもある。同様の事故の発生を防止する観点から、川内原発の操業を止めさせる義務を負う。

損害賠償請求

福島第一原発の事故により、原告らの人格権が侵害され、精神的に多大な苦痛を被っている。この侵害は川内原発の操業が停止されるまで続く。原告らに対する不法行為であり、連帯して、原告らが被った精神的損害について賠償する義務を負う。

門前払い（却下）を求めた国

国は、「川内原発を操業させてはならない」と「2011年3月11日から操業差止が実現するまで原告1人につき月1万円を支払え」の双方の訴えを、以下の理由で却下するよう求めている。

操業差止の請求には、原子炉の設置許可の取り消し、運転停止など規制権限を行使する趣旨を含んでいる。原告は、原子力規制委員会で原子炉等規制法に基づく権限を発動して差止を行うよう求めているようだが、そのようなものは民事訴訟にはそぐわない、とした。

損害賠償請求については、福島第一原発事故で、人格権が侵害され、精神的に多大な苦痛を被っているというが、請求額1万円のうちには将来の請求が含まれているはずだ。将来の給付請求については明らかではなく、損害賠償請求にはそぐわない、とした。

「具体的危険性はない」と棄却を求めた九電

「操業してはならない」と求められた九電は、原告が主張する福島第一原発のような大規模事故が起こる具体的危険性はないとして、操業差止と損害賠償の双方の請求の棄却を求めている。

人格権（憲法 13 条）については具体的に記した法律がないために、人格権侵害を理由とする差止請求は厳格でなければならない。抽象的、潜在的な危険性だけでは足りず、「具体的危険性」が存在することが必要で、その立証は原告が行うべきだとした。

生存権（憲法 25 条）も「国に対し積極的な配慮として人間的な生活を送ることを求める権利であり、その内容は抽象的で不明確」で、具体的な権利性は認められていないとした。

原発は、エネルギーの安定供給と地球温暖化対策、経済効率性で優れており、その必要性は変わらないとした。

地震・津波等については、十分な調査と検討を行い、地域特性を十分に把握した上で、事故の発生及び事故による影響拡大を防止する設備にした。また、最新の知見を踏まえた評価や対策を講じていると主張した。さらに、全交流電源、海水冷却機能などが喪失したとしても、福島第一原発のような事故に至ることがないように安全対策を講じていると反論している。

今後の予定

第 1 回目口頭弁論以来（下表）、原告・被告の主張には隔たりがある。第 9 回目口頭弁論は 2015 年 6 月 8 日（月）に鹿児島地裁で予定されている。「原発をなくそう！九州川内訴訟」を支える会（事務局 塚田ともみ）が、ウェブサイト⁹で情報発信を行っている。

川内原発操業差止訴訟	2012 年 10 月 16 日	第 1 回目口頭弁論
	2013 年 1 月 22 日	第 2 回目口頭弁論
	2013 年 5 月 22 日	第 3 回目口頭弁論
	2013 年 12 月 3 日	第 4 回目口頭弁論
	2014 年 3 月 25 日	第 5 回目口頭弁論
	2014 年 7 月 1 日	第 6 回目口頭弁論
	2014 年 11 月 11 日	第 7 回目口頭弁論
	2015 年 2 月 17 日	第 8 回目口頭弁論

2. 川内原発再稼働差止仮処分

概要

川内原発の差止訴訟の提訴から2年、再稼働に向けた審査は「待ったなし」であるとして、同原告らの一部が申立人となり、2014年5月30日に川内原発再稼働差止仮処分の申立を鹿児島地裁に行った。

同月21日に関西電力の大飯原発3、4号機の原子炉の運転差止を命じる判決（以後、福井地裁判決）が出たにも関わらず、原子力規制委員会が司法判断を反映せずに適合審査を進めたことが背景にある。

仮処分とは、債権者（差止訴訟でいう「原告」）に生じる著しい損害や急迫の危険を避けるために、民事保全法に基づいて債務者（ここでは九電のこと）に発する命令である。

2014年7月30日から計4回の裁判（審尋）が行われ、11月28日に集結、裁判所の求釈明（質問）に原告と被告が2015年1月30日までに回答した。決定は2015年春と目されている。

川内原発再稼働差止仮処分	2014年7月30日	第1回審尋
	2014年9月12日	第2回審尋
	2014年10月24日	第3回審尋
	2014年11月28日	第4回審尋終結



写真提供：原発なくそう！九州川内訴訟原告団

原告による申立ての理由

原告による申立ての理由は、短期間で決定を得るために、争点を、地震・地震動の危険性、避難計画の欠如及び火山の危険性の3点に絞っている。

第1の争点：地震・地震動の危険性

—「基準地震動」の過小評価、10年で5回

第1の争点は、川内原発の耐震設計に必要な「基準地震動」の想定方法に欠陥があり、新規制基準でも改善されず、安全性は確保されていないという点だ。

「基準地震動」とは、極めてまれだが発生して原発に大きな影響を与えるおそれがあると想定される地震動のことで、原発の耐震設計の大前提となる。想定の方は 1978 年に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」で定められ、2006 年には原子力安全委員会が見直した。

基準地震動は、「震源を特定して策定する地震動」と「震源を特定せず策定する地震動」により、地面が水平と垂直にどれだけ揺れるかを想定して策定する。

「震源を特定して策定する地震動」は、活断層調査を基礎として、検討に使う地震を複数選択し、地震が原発を揺らしたときに与える影響（地震の大きさ、継続時間、周期）や共振性、断層面に溜まった歪みの解放エネルギーなどに「不確かさ」を考慮する。

「震源を特定せず策定する地震動」は、特定の活断層と結びつけることが困難な過去の地震動などの観測記録に地域特性その他の影響を考慮する。

しかし、この想定方法で策定された基準地震動は、過去 10 年間、5 つの原発で想定を超えた事例があり（下表）、過小評価であったと国会事故調の報告書でも指摘されている。

想定した基準地震動を超えた原発	
2005 年 8 月 16 日	宮城県沖地震 女川原発
2007 年 3 月 25 日	能登半島沖地震 志賀原発 1 号機、2 号機
2007 年 7 月 16 日	新潟県中越沖地震 柏崎・刈羽原発
2011 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震 福島第一原発
2011 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震 女川原発

原告は、この過小評価の原因は地震動の想定に「平均像」が使われているためであり、原子力規制委員会が 2015 年 6 月に新規基準の内規として定めた「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」は、過小評価される原因を突き止めることもなく、「不確かさ」を考慮する具体的な規定も定めなかったと主張する。

一川内原発の危険性

九電は基準地震動の想定において、断層の長さなど様々な「不確かさ」を考慮したというが、結局は「平均像」での考慮に過ぎず、残された「不確かさ」は相当に大きいと原告は問題視している。

たとえば活断層について、九電は周辺海域の海岸線から深度 150m 付近までの領域で断層がほとんどないという調査結果を原子力規制委員会に示している。九電の調査結果によれば、鹿児島県出水郡長島町付近（次頁下図矢印）では、陸上に存在するいくつかの断層は、北側も南側も、海岸線でなくなっている（次頁下図）。しかし、陸域から海域に入った途端に断層の空白域が存在することは科学的にありえない。なぜこのような空白域が存在するのか、九電からは一切回答がない。

このような断層の評価のもとに、九電は川内原発の基準地震動を 620 ガルだと想定したが、地震動が九電の想定は何倍にも達する可能性があり、再稼働を許すことはできないと原告は主張する。

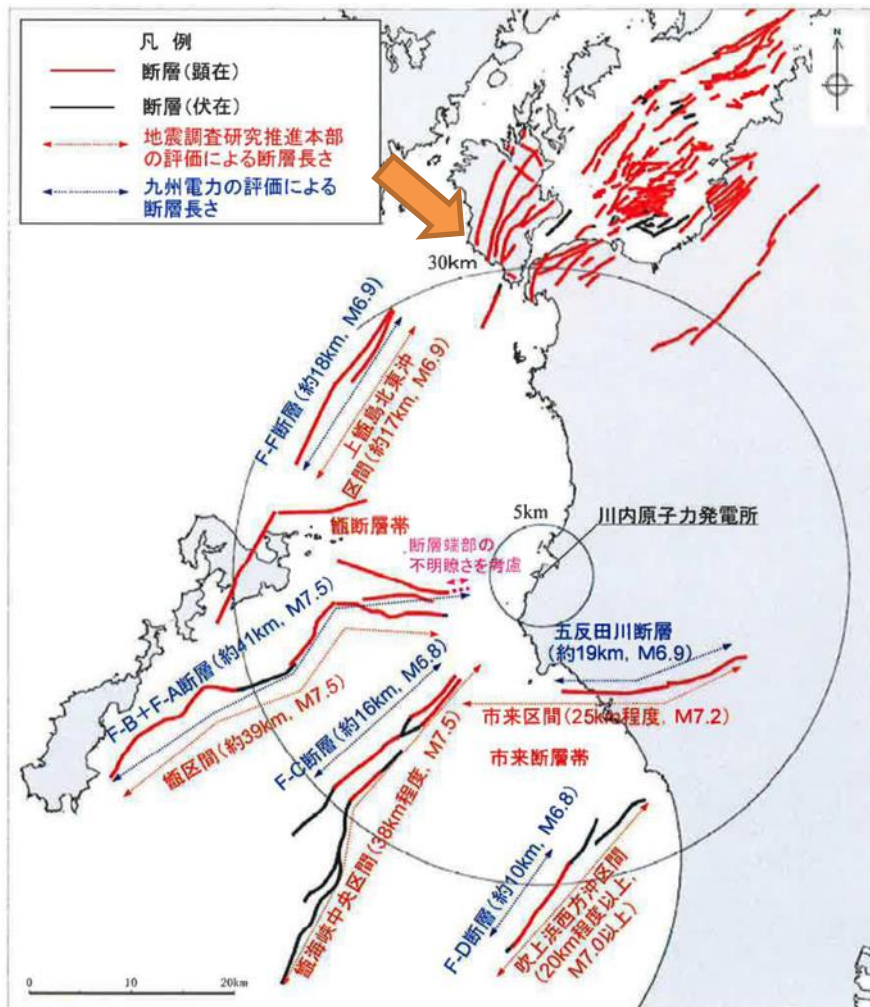


図 仮処分準備書面18 基準地震動・耐震設計に関する主張補充(H26.11.1 付)
より (<http://no-sendaigenpatsu.a.la9.jp/karijunbi18.pdf>) * 矢印はグリーンピースによる

—大飯原発の福井地裁判決と大津地裁判決

原告は福井地裁判決（2014年5月21日）を取り上げ、「人格権は憲法上の権利（憲法13、25条）であり、人の生命を基礎とする。わが国の法制下で、これを超越る価値を他に見いだすことはできない」、「大飯原発から250km圏内に居住する人々は、原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される」と引用した。

大飯原発では基準地震動以下の地震動でも主給水（循環させる水）などの遮断が起きたことをこの判決は認めており、大飯原発と同じ構造の加圧水型軽水炉（PWR）である川内原発も同じことが生じ得る。それ以外の判決内容はすべての原発にあてはまるものであり、この判決理由をすべて否定できない限り、日本の原発訴訟で原告敗訴の判決を下すことはできないとした。

原告はまた、大飯原発および高浜原発に対する大津地裁（2014年11月27日）への差止仮処分申請に対する「却下」の決定は、原子力規制委員会が再稼働を決定していない段階では債権者の保全の必要性はないという判断だとして、この決定を証拠として提出した。大津地裁は「自然災害を克服するため、とりわけ万一の事態に備えなければならない原発事故を防止するための地震動の評価・策定にあたって、直近のしかも決して多数とは言えない地震の平均像を基にして基準地震動とすることにどのような合理性があるのか。（略）現時点では、最大級規模の地震を基準にすることこそ合理性があるのではないかと判示しており、審尋後の会見でも弁護団の海渡雄一弁護士は

「基準地震動のあり方については我々が言っていることの方に合理性があるとはっきり言っている決定です」と述べている。

第2の争点：避難計画

第2の争点は、避難計画についてである。

1964年に定められた「原子炉立地審査指針」では、重大事故の発生時に公衆に放射線障害を与えないための「非居住区域」や「低人口地域」などの「離隔要件」が定められていた。しかし、2003年には多くの原子力関連の指針類が、より正確に理解されるように、という目的で整理され、原子力安全委員会がその解釈を見直した。その際、「非居住区域」については「わが国の原子力発電所のほとんど全ての場合、原子炉施設の敷地内で確保されている」と離隔要件を形骸化させた。

しかし、その後福島第一原発事故でその破綻が明らかになった。本来ならば、「離隔要件」を大幅に見直すべきであり、見直せば既存原発はほとんどが不適地となり稼働は認められないはずだった。ところが、原子力規制委員会は、新規規制基準の策定時にその見直しを行わなかったどころか、「原子炉立地審査指針」を安全審査の対象にすらしなかった。

そこで重要となるのが、事故発生時に周辺住民全員が素早く避難し、健康と財産が守られることである。その保証なしに原発稼働を認めることは許されるものではない。しかし、原子力規制委員会は、新規規制基準の策定にあたっては、避難計画もその対象とはしなかった。

川内原発において関係各自治体が策定している避難計画は、その実効性に疑問がある。たとえば、自家用車の利用が困難な避難者のためのバスが圧倒的に不足している。また、川内原発から半径30キロ圏内にある病院や福祉施設では、入院患者や高齢者ら「災害弱者」を避難させる計画の策定が大幅に遅れており、自治体関係者も策定は困難であるとしている。

原告側は、福島第一原発の事故時に、入院患者の避難を強行した際には、「震災後の避難前の時点」から「別の病院への移送完了」までに合計4848人が死亡した例を示し、川内原発事故発生時に同様の犠牲が出ない保証はないと論証した。

原告側はまた、何万人もの周辺住民の避難計画を立てなくてはならないような原発は即刻やめるべきであるが、少なくとも有効な避難計画も立てられない区域は「非居住区域」とすべきである。そうでなければ回復できないほどの損害を住民に与える危険性が大きいと、人格権を守る必要性が高いと主張した。

第3の争点：巨大噴火

第3の争点が、火山噴火の予知に関するものだ。新規規制基準に基づく「原子力発電所の火山影響評価ガイド」では、火山活動が原発に影響を与える可能性が十分小さいと言えない場合は、「原子力発電所の立地は不適」と定められた。川内原発は5つの活火山に囲まれ、3つのカルデラ（加久藤・小林、始良、阿多）の火砕流が過去に「敷地に到達した可能性は否定できない」ことは政府も認めている。

九電は地中海における1事例を根拠に巨大噴火は予測が可能としているが、その論文を書いた研究者自身が、カルデラ一般に適用できるものではないと表明している。

2014年9月27日に発生した御嶽山（長野県、岐阜県）の噴火は、死者50名を超える被害をもたらした。火山噴火予知・予測の困難さと、火山モニタリング（監視活動）を含む火山防災の不十分さを浮き彫りにした。11月2日に福岡市で開催された日本火山学会では、学会の原子力問題対応委員会（委員長・石原和弘京都大名誉教授）の委員長自身が、川内原発の新規制基準適合が認められたことについて「疑問が残る」と言明した。また同委員会は11月2日付で公表した「巨大噴火の予測と監視に関する提言」で、「火山影響評価ガイド等の規格・基準類においては、このような噴火予測の特性を十分に考慮し、慎重に検討すべきである」として、川内原発の審査結果に深刻な疑問を提起したと原告は主張した。

原子力規制委員会の田中俊一委員長は、この提言について会見で記者に問われ、「火山学会が今さらのごとくそんなことを言うのは、私にとっては本意ではない」「とんでもないことが起こるかも知れないということを平気で言わないで、それこそ火山学会を挙げて必死になって夜も寝ないで観測をして、我が国のための国民のために頑張ってもらわないと困るんだよ」などと回答したが、火山噴火予知連絡会の副会長でもある石原教授は以前から、御嶽山に限らず火山のモニタリング（監視活動）が不十分であることを強調してきおり、それを無視または軽視してきたのが規制委員会である。

同会見で田中委員長は、3カ月前に予知ができるのであれば、川内原発から使用済み核燃料が運び出せるとの見解も示したが、原告は、冷却が必要な使用済み核燃料は888トンも貯蔵されており、それらを運び出せる根拠はまったく示されていないと主張する。

また原告は、田中委員長が「安全だとは申し上げません」と適合審査書案了承後の記者会見で述べた点について、規制基準に適合してもなおリスクが残ることを認めたものだと指摘している。

火山噴火に関する安全性に関して、裁判所は人格権に基づく差し止めを優に認めることができるものと確信すると結んでいる。



－九電の反論

これに対し、九電は、仮処分申立の却下を求めている。

第1回審尋では、九電は、合理的に可能な限りの調査を尽くし、平均像だけでなく多くの地震観測データに基づいて評価し、十分な余裕を持った耐震設計を行なっていると主張した。原告の指摘する基準地震動を超えた4地域と川内原発周辺とは地域的特性が異なっており、豊富なデータに基づいて地域特性を反映していると反論した¹⁰。

第2回審尋では、地震発生メカニズムや揺れの評価手法、川内原発の基準地震動などを説明、第3回審尋では、基準地震動を超過する地震動が発生したとしても、川内原発の耐震安全性に直接影響を与えるものではなく、万が一、事故が発生したとしても、十分な安全確保対策が講じられていることから、放射性物質の大量放出事故に至る危険性がないと主張した。¹¹¹²

さらに、火山事象によって放射性物質の大量放出事故が発生する具体的危険性が無いこと、川内地域の避難計画を含む緊急時対応は具体的かつ合理的な内容であると主張した。¹³

原告の再反論等 「防災対策は国際基準を満たしていない」

安倍内閣が新規制基準を「世界最高水準」と評しても国際基準すら満たしていない。国際基準とは、IAEA（国際原子力機関）による5層の防護策である¹⁴。それどころか、原告は旧指針類と比べても、それらより一部後退していると主張する（下図）。

新規制基準では、①1層目の異常発生防止対策や3層目の放射性物質異常放出防止対策に関して大きな修正がない。②4層目のシビアアクシデント対策が不十分で、③5層目の防災対策が欠如している。また、④旧安全指針類にはあった「原子炉立地審査指針」（原子炉周辺を非居住区域とする離隔要件が含まれていた）の適用が求められていないと指摘した。



(図1) 仮処分準備書面8・大飯判決あてはめ(H26.9.8付)より

審尋の終結と裁判所からの救釈明

裁判所は第4回（2014年11月28日）の審尋終結後、12月15日までに反論があれば提出するように双方に命じ、九電は地震動について補充した。原告側は3つの争点について再反論を提出した。第一の地震動について、九電は220ページの反論を展開したが、その大半が繰り返しの過ぎないとして、改めて一つひとつに再反論する補充を行った。第二の避難計画について、九電が、内閣府原子力災害対策担当室の作成した「川内地域の緊急時対応」を避難計画も含む緊急時対応だと反論していたのに対し、原告が指摘した具体的な問題への対策は講じられていないとその論拠を補充した。第三の巨大噴火については、九電の反論は原子力規制委員会での基準適合審査の中身を説明したものに過ぎないとして、その審査には合理的な裏付けがない根拠を再度あげた。

その後、裁判所は 2015 年 1 月 15 日に、事実や疑問を質す求釈明を行った。九電に対しては、川内原発の審査に民間規格が活用されたことの理由付けや、九電が提出した「IAEA の火山評価ガイド」の訳文、新規制基準が厳正な基準であるとの主張の裏付けなどを求めた。原告側に対しては、原子力安全委員会「原子炉立地審査指針」などに代わる基準が策定されている場合はその基準を明らかにするよう求めた。また双方に対して、2006 年に耐震設計審査指針が改訂された際、基準地震動の策定に使われる「震源を特定せず策定する地震動」について出された多数意見が、新規制基準の策定時では、どう議論されたかについて説明を求めた。九電、原告双方とも 1 月 30 日までに回答を提出した。

求釈明への原告の回答

原告は、九電が問われた事項も含めて次のように回答や補充を行った。

民間規格（日本電気協会、日本機械学会、日本原子力学会が策定する規格）については、その策定メンバーが、電力会社、メーカーなどの事業関係者が大半を務めていることから、原子力事業者の内規とも言うべきもので、安全を確保する規制とはなりえない。原子力規制委員会も当初はこの問題の改善を求めたが、事業者らの抵抗に屈し、不問に付した。結果として、たとえば「原子力発電所耐震設計技術指針」は 1970 年に日本電気協会が策定したもので、原子力規制委員会自らは技術評価を行っていない。原子力事業者の内規に過ぎないと論証した。

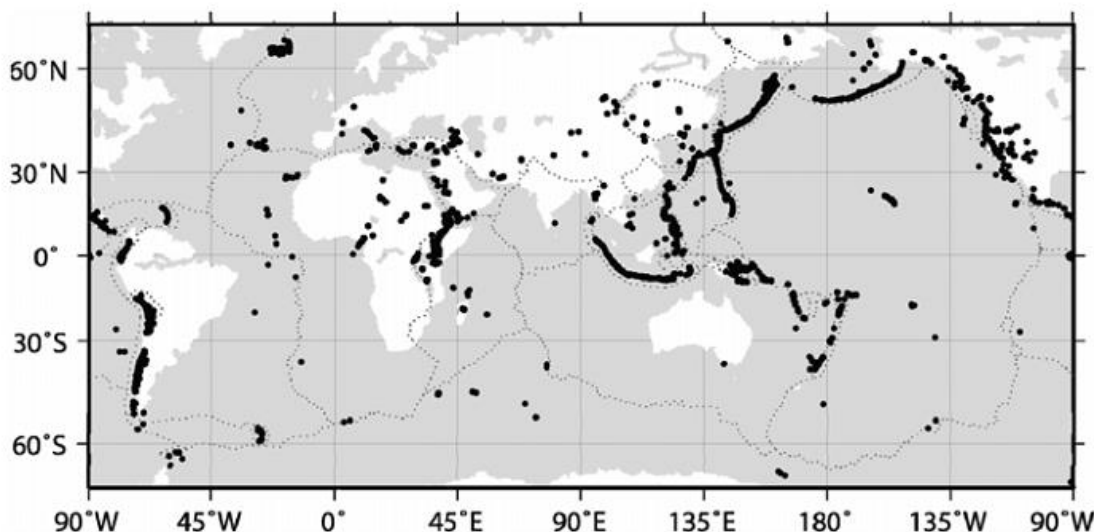
原子力規制委の「火山影響評価ガイド」は IAEA の要求を満たしていない

「IAEA の火山評価ガイド」については、九電から「公正な翻訳文が提出される保証はない」として重要箇所を翻訳して提出した。たとえば、火砕流の影響が避けられない地点は「排他的条件と見なす」（立地すべきではない）としている箇所（下表）である。

火山事象	サイト(敷地)設置段階で排他的条件と見なすか？	影響は設計と運用上の施策で軽減できるのか？
1. 降下火砕物	いいえ	はい
2. 火砕物密度流: 火砕流、サージ及びブラスト	はい	いいえ
3. 溶岩流	はい	いいえ
4. 岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊	はい	いいえ
5. 火山性土石流、火山泥流及び洪水	はい	はい
6. 新しい火口の開口	はい	いいえ
7. 火山から発生する飛来物(隕石)	はい	はい
8. 火山ガスとエアソール	いいえ	はい
9. 津波、静振、火口湖の崩壊	はい	はい
10. 大気現象	いいえ	はい
11. 地殻変動	はい	いいえ
12. 火山性地震及びその関連事象	いいえ	はい
13. 熱水系及び地下水の異常	はい	はい

仮処分準備書面 26(H27.1.30 付) の「表 1 原子力発電所の施設立地判断、評価、設計に伴う影響を与える火山事象」和訳より抜粋（「はい」は立地すべきではないことを意味する）

また、世界においては火山活動の起きる場所は限られているが、「日本は全域で火山活動が発生している例外的な地域の一つである」として、過去 1 万年に火山活動が観測された場所を示した「IAEA の火山評価ガイド」の付録も添付した。



仮処分準備書面 26(H27.1.30 付)より

さらに、原子力規制委員会の「原子力発電所の火山影響評価ガイド」が「IAEA の火山評価ガイド」に適合しているかどうかの評価を、グリーンピース・ドイツが英国の原子力コンサルタント、ジョン・ラージ博士に委託した結果も盛り込んだ。ラージ博士は「IAEA の火山評価ガイド」は火山の影響について個々の原発に特化した設計基準を確立することを事業者に義務付けているが、規制委の火山影響評価ガイドはその義務付けを行っておらず、九電に対しても要求していないなど複数の理由で「IAEA の火山評価ガイド」に逸脱しているとした。

「原子炉立地審査指針」については、それに代わる基準が策定されていないと回答した。

「震源を特定せず策定する地震動」の想定に観測記録だけを収集するのは過小評価

裁判所が原告側と九電の双方に求釈明した「震源を特定せず策定する地震動」は、先述した「第1の争点」に関するものだ。川内原発の耐震設計に使われた「基準地震動」が過小評価かどうかを尋ねたピンポイントな問いであり、裁判官が両者の主張を細部まで検討していることを示している。

裁判官が尋ねたのは、2006年の指針改訂の時に「震源を特定せず策定する地震動」について出た多数意見が新規基準の策定時にどう議論されたかである。原告による準備書面 24 と 26 によれば、多数意見とは「過去の地震の全てを対象とする必要がない」というものだ。九電の川内原発についての主張はこの時の多数意見と同様である。これに対し、少数意見は、マグニチュード7までの地震は「日本中どこでも起こりうる」から過去の観測記録だけを収集するのは過小評価となるというものだ。

新規基準の策定時の議論は、多数意見も含めてこうした議論は行われなかったが、原子力規制委員会の見解は、「地表地震断層が出現しない可能性のある地震」はマグニチュード 6.5 未満にまで達することがあるというものだ。つまり、詳細な調査をしても事前に知ることのできない地震が直下で発生するおそれが、どの原発でも否定できないからこそ「震源を特定せず策定する地震動」を想定する必要がある、観測記録だけを収集するのは過小評価となると、原告は回答と補充を行った。

原告は、また、大飯原発を巡る司法判断や、地震調査に関する論点も補充した。後者の地震調査における活断層については、原告が指摘した「なぜ海岸線で陸上の断層は途切れてしまうのか、海岸線付近になぜ空白域があるのか」との問いに、九電は答えられていないとの確認を行った。

求釈明への九電の回答

一方、九電は裁判所の求釈明に対し、民間規格の活用の経緯や概要を国の技術評価を含めて時系列で表した。国は民間規格が規制上の要求を満たすことを技術評価し、審査基準等で位置づけることとされている。たとえば、日本電気協会の「原子力発電所耐震設計技術指針」は、1991年の改訂・追補版については国が評価、位置づけをしたが、2008年版は未評価であることが明らかにされた。「震源を特定せず策定する地震動」については、2006年の耐震設計審査指針改訂時の（過去の地震の全てを対象とする必要がないという）多数意見が、原子力規制委員会による新基準策定時に議論された事実は確認できないと回答し、原告の回答と奇しくも一致した。

裁判所への期待を強調

森弁護団長は、審尋終了後の記者会見で、「行政は再稼働に向けて着々と手続を進めている。しかし、裁判は三権分立の一つの機構であり、そこがダメだと言えば行政とはいえ強行するわけにいかない。仮処分を申請して再稼働を止めることを決意してやっている」と裁判所への期待を強調した。

裁判所が決定を下す見通しは当初より遅れ、2015年4月頃にずれ込むと見られている。

冒頭1の「川内原発操業差止訴訟」で紹介した2012年5月30日に開始された差止訴訟の訴状で、原告らは裁判所に対しても一言を呈していた。福島第一原発事故以前から重大事故発生の危険性を繰り返し訴えてきた住民原告の主張を斥け、国、電力会社、一部の学者の「心配はない」との主張を容認し続けてきた裁判所も、変革を求められているというものだ。観測史上4番目となったマグニチュード9（気象庁資料）の東日本大震災から得た教訓が判決にどう生かされるかが注目される。

「原発の安全性の問題は、政治問題ではない。憲法上の最も基本的な権利である原告らを含む国民の人格権・生存権が真に確保されているかという問題なのである」と訴状は締めくくられており、この最も根源的な権利が問われているのが、この訴訟であり仮処分である。

1 <http://no-sendaigenpatsu.a.la9.jp/>

2 http://www.kyuden.co.jp/nuclear_outline_index.html

3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H25/H25F31901000005.html>

4 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号で「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と定められている。

5 2014年10月21日、原子力規制委員会への九州電力提出資料「川内原子力発電所1号機工事計画認可申請（補正）の概要について」http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/h26fy/data/0150_03_01.pdf

6 日本経済新聞「川内原発再稼働、最終局面に 薩摩川内市長が同意」（2014年10月28日）

http://www.nikkei.com/article/DGXLASFB28H5X_Y4A021C1EA1000/

7 ロイター「鹿児島県が川内原発再稼働に同意、最後の関門は地裁判断に」（2014年11月7日）

<http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPKBN0IR08L20141107>

8 川内原発差止等請求事件訴状 http://no-sendaigenpatsu.a.la9.jp/sojo_sendai.pdf

9 <http://sendai-balloonpro.jimdo.com/>

10 九州電力プレスリリース平成26年7月30日川内原子力発電所再稼働差止仮処分第1回審尋について

http://www.kyuden.co.jp/press_140730-1.html

11 九州電力プレスリリース平成26年9月12日川内原子力発電所再稼働差止仮処分第2回審尋について

http://www.kyuden.co.jp/press_140912-1

12 九州電力プレスリリース平成26年10月24日川内原子力発電所再稼働差止仮処分第3回審尋について

http://www.kyuden.co.jp/press_141024-1.html

13 九州電力プレスリリース平成26年11月28日川内原子力発電所再稼働差止仮処分第4回審尋について

http://www.kyuden.co.jp/press_141128-1.html

14 日本弁護士連合会「新規制基準における原子力発電所の設置許可（設置変更許可）要件に関する意見書」2014

年6月20日 http://www.synapse.ne.jp/peace/opinion_140620_2.pdf

国際環境 NGO グリーンピースは、環境保護と平和を願う市民の立場で活動する国際環境 NGO です。問題意識を共有し、社会を共に変えるため、政府や企業から資金援助を受けずに独立したキャンペーン活動を展開しています。本部（グリーンピース・インターナショナル）はオランダのアムステルダムにあり、世界に 280 万の個人サポーターに支えられています。世界 40 カ以上の国と地域で活動し、国内だけでは解決が難しい地球規模で起こる環境問題にグローバルに連携して解決をめざし、挑戦しています。

国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-13-11 NF ビル 2F

Tel. 03-5338-9800

Fax.03-5338-9817

<http://www.greenpeace.org/japan/>